



## JAL 不当解雇撤回裁判の公正な判決を求める要請署名のお願い



日本航空は2010年12月31日、運航乗務員81名、客室乗務員84名の合計165名に及ぶ大量解雇を実施しました。

日本航空の経営破綻の原因は、歪んだ航空行政や放漫経営にあり、私たちは長い間こうした問題を改善するよう、国や日本航空に対して再三再四指摘してきました。それにも拘わらず歴代の経営者は一切の責任を取ることなく、労働者にのみ責任を転嫁させ、しかもまともな経営への転換を提言してきた人たちを中心に解雇したことは断じて許すことはできません。



安全運航とサービス向上の為に職場の先頭に立って、会社への積極的提言や職場の問題解決に尽くしてきた組合で頑張ってきた人たちを狙い撃ちにしたのは、労働組合を弱体化しようとするものです。急激な人員削減と多くのベテランを排除したことにより、現場では運航トラブルが多発し、今年2月と3月には、国土交通省の立ち入り調査が実施されました。会社は事の重大さを認識しながらも、トラブルは増えていない等と悠長な対応に終始していることも危惧されます。

一方、更生下であった昨年11月に企業再生支援機構が労働組合の争議権に対して行なった介入行為が、不当労働行為であったことが東京都労働委員会で認められました。整理解雇問題について労使協議中に違法行為があったことは、整理解雇の不当性を示していることに他なりません。しかしながら日本航空はその命令に従わないばかりか、9月1日に命令の取り消しを求めて、東京地方裁判所に提訴しました。これは日本航空の法を守ろうとしない体質の根深さを表しています。

「利益の為なら法をも守らない」体質こそ、520名の犠牲者を出した御巣鷹山事故で問われ、国民に改善を約束したことです。しかしその体質は、会社が破綻した現在も改善されることなく脈々と受け継がれているのです。そればかりか稲盛会長自ら「利益なくして安全なし」と過去の事故の教訓を無視して公然と発言しているのです。

そもそも、整理解雇の必要性が全くなかったことは、日本航空インターナショナルの人員削減目標を233名も超える人が希望退職に応じた事、整理解雇当時の営業利益が1586億円と目標を大幅に上回り、更には2010年度3月期決算も1884億円と史上最高の利益を上げている事、稲盛会長自ら整理解雇の必要はなかったと認めた発言をしたこと等から明らかになっています。



日本航空が、二度と利用者や働く人を苦しめることがないよう、何よりも安全運航を最優先して、真に国民に求められる航空会社に生まれ変わる事は、国民利用者誰もが願っていることです。安全運航を支えるのは現場の人です。働く人を大切にする地道な経営こそが安全運航を確保できます。そのためにも、必要のなかった整理解雇を直ちに撤回することは、真の再生のための第一歩と言えます。

首切りの自由を許さず、整理解雇の4要件を確固として守ること、そして安全第一の日本航空の再建を果たし国民の足を守るために必ず勝利を引き出し、原職復帰を勝ち取る必要があります。

本署名に対する皆様のご協力を心よりお願いします。

**日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議**

〒144-0043 東京都大田区羽田 5-11-4 フェニックスビル 航空連気付 TEL03-3742-3251

## 乗員裁判

# 日本航空整理解雇事件の公正な判決を求める要請書



平成 23 年（ワ）第 1428 号、14700 号地位確認等請求事件  
東京地方裁判所民事第 36 部 御中

2011 年 月 日

日本航空は 2010 年 12 月 31 日、運航乗務員 81 名、客室乗務員 84 名、合計 165 名の大量解雇を強行しました。この無謀な解雇に対して 148 名の原告が 1 月 19 日（内 2 名は 5 月 6 日）に提訴、国内外から多くの支援者に支えられながら不当な解雇の撤回を求めて闘っています。

この無謀な解雇は安全運航とサービス向上の為に職場の先頭に立って頑張ってきたベテランの排除であり、同時に会社への積極的提言や職場の問題解決に取り組んできた労働組合の弱体化を狙ったものです。

さらに以下の理由から日本航空の解雇の不当性が明らかとなっています。

- 1 「整理解雇の 4 要件」の法理を無視し、労働者の権利を踏みにじるものです。
- 2 破綻原因である放漫経営、空港乱造など航空行政の責任を労働者に転嫁している。
- 3 再建計画が「利益優先」であり、「安全と公共性」を軽視している。

日本航空が、安全運航を最優先して真に国民に求められる航空会社に生まれ変わる事は、利用者・国民誰もが願っています。

貴裁判所におかれましては、本件について航空会社の社会的使命を鑑み、公正な判決を下されますよう要請致します。

氏 名	住 所

日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議

〒144-0043 東京都大田区羽田 5-11-4 フェニックスビル 航空連気付 TEL 03-3742-3251

## 日本航空整理解雇事件の公正な判決を求める要請書



平成 23 年（ワ）第 1429 号地位確認等請求事件  
東京地方裁判所民事第 11 部 御中

2011 年 月 日

日本航空は 2010 年 12 月 31 日、客室乗務員 84 名、運航乗務員 81 名、合計 165 名の大量解雇を強行しました。この無謀な解雇に対して 148 名の原告が 1 月 19 日（内 2 名は 5 月 6 日）に提訴、国内外から多くの支援者に支えられながら不当な解雇の撤回を求めて闘っています。

この無謀な解雇は安全運航とサービス向上の為に職場の先頭に立って頑張ってきたベテランの排除であり、同時に会社への積極的提言や職場の問題解決に取り組んできた労働組合の弱体化を狙ったものです。

さらに以下の理由から日本航空の解雇の不当性が明らかとなっています。

- 1 「整理解雇の 4 要件」の法理を無視し、労働者の権利を踏みにじるものです。
- 2 破綻原因である放漫経営、空港乱造など航空行政の責任を労働者に転嫁している。
- 3 再建計画が「利益優先」であり、「安全と公共性」を軽視している。

日本航空が、安全運航を最優先して真に国民に求められる航空会社に生まれ変わる事は、利用者・国民誰もが願っています。

貴裁判所におかれましては、本件について航空会社の社会的使命を鑑み、公正な判決を下されますよう要請致します。

氏 名	住 所

**日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議**

〒144-0043 東京都大田区羽田 5-11-4 フェニックスビル 航空連気付 TEL 03-3742-3251